

第5 用語の解説

「第3 結果の概要」に記載した事項に関連する用語の解説

「令和5年住宅・土地統計調査 調査の結果（総務省統計局）（<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/tyousake.html>）」参考情報に記載のある「1. 用語の解説」の抜粋。
一部県にて追記している。

1 世帯

(1) 主世帯、同居世帯

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

なお、単身者が友人と共同でアパートの1室を借りて住んでいる場合など、1住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

(2) 世帯員の年齢

令和5年10月1日現在の満年齢

(3) 世帯の年間収入

世帯全員の1年間の収入（税込み）の合計をいう。

収入には給料・賃金のほか、ボーナス・残業手当などの収入、内職や副業による収入、年金・恩給などの給付金、配当金・利子・家賃・地代などの財産収入、その他仕送り金などを含む。

なお、相続・贈与や退職金などの経常的でない収入は含めない。

自営業の場合は、売上高ではなく仕入高、原材料費、人件費などの必要経費を差し引いた営業利益をいう。

(4) 世帯の家計を主に支える者

その世帯の家計の主たる収入を得ている人。

なお、他の世帯からの送金等により家計を支えている場合は、便宜その世帯のうちの一人を代表者とし、その代表者を家計を主に支える者とした。

(5) 従業上の地位

世帯の家計を主に支える者の従業上の地位を次のとおり区分した。

区分	内容
自営業主	
農林・漁業業主	個人で農業、漁業などを営んでいる者
商工・その他の業主	個人経営の商店主・工場主など、農林・漁業業主以外の自営業主 個人で自己の専門の技術又は知識を内容とする業務に従事している 開業医・弁護士・著述家・画家・公認会計士なども含まれる。 また、家庭で内職をしている場合もここに含めた。
雇用者	
会社・団体・公社又は 個人に雇われている者	会社、都市再生機構（IR）・公社やその他の法人・団体又は個人に 常時雇われて、給料・賃金などを受けている者（会社員・団体職員・ 個人商店の従業員など）。 いわゆる会社・団体の社長・取締役・理事などの役員も含まれる。

	官公庁	現業・非現業を問わず、国又は地方公共団体に常時雇われて、給料・賃金などを受けている者
	労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている者
	パート・アルバイト・その他	・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者 ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者
	無職	
	学生	ふだん仕事をしないで、主に通学をしている者
	その他	ふだん仕事をしないで、仕送り金、雇用保険金、生活保護給付金、年金、財産収入などで生活している者

2 現住居の敷地以外に所有する土地等

(1) 現住居の敷地以外に所有する土地

主世帯の世帯員が、現在居住している住宅の敷地のほかに所有している土地（農地、山林、住宅用地、事業用地、原野、荒地、池沼など）をいう。

ここでいう「所有している」とは、登記の有無にかかわらず世帯員がその土地の固定資産税を納付している場合をいい、世帯員が相続する予定の土地について相続手続き中の場合も「所有している」とした。

(2) 現住居の敷地以外に所有する土地の所有件数

宅地などの所有件数については、地続きで連続した土地を一つの区画として、それぞれの区画ごとに1件とした。ただし、同じ区画であっても「土地の所有形態」が異なる場合はそれぞれ別の区画とした。

農地・山林の所有件数については、所在する市区町村ごとに1件とした。

(3) 現住居の敷地以外に所有する土地の所在地

現住居の敷地以外に所有する土地の所在地を次のとおり区分した。

区分	内容
現住居と同じ市区町村	現在住んでいる住居と同じ市区町村
自県内	現在住んでいる住居と同じ都道府県内の他市区町村
他県	現在住んでいる住居と異なる都道府県

(4) 現住居の敷地以外に所有する宅地などの取得方法

現住居の敷地以外に所有する宅地などの取得方法について、次のとおり区分した。なお、宅地などを購入した場合は、仲介者でなく、宅地などを買った直接の相手方について区分した。

区分	内容
国・都道府県・市区町村から購入	国・都道府県・市区町村の所有する土地を買った場合
会社・都市再生機構（UR）などの法人から購入	会社などの法人、都市再生機構（UR）又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社・開発協会などの所有する土地を買った場合

個人から購入	個人の所有する土地を買った場合
相続・贈与で取得	相続や贈与によって土地を取得した場合
その他	上記以外の方法で取得した場合 例えば、土地の等価交換をした場合や法人以外の団体の所有する土地を買った場合

(5) 現住居の敷地以外に所有する宅地などの利用現況

現住居の敷地以外に所有する宅地などの利用現況について、次のとおり区分した。

区分			内容
住 宅 用 地・事業 用地	主に建物の 敷地として 利用	一戸建専用 住宅	一戸建住宅のうち、居住の目的だけに建てられた住宅
		一戸建店舗等 併用住宅	一戸建住宅のうち、店舗、作業所、事務所などの業務 に使用するために設備された部分と居住部分とが結合 している住宅
		共同住宅・ 長屋建	アパート・マンションなどの共同住宅、テラスハウス などの長屋建住宅
		事務所・店舗	事務所、営業所、商店、飲食店、喫茶店など
		工場・倉庫	工場、作業所、鉱業所や倉庫、貯蔵庫、蔵など (資材置場などに利用している建物も含む。)
		ビル型駐車場	屋根、柱、壁などで構成された複数階から成る駐車場 (リフト式・ゴンドラ式のタワー型駐車場を含む。) としてのみ使用される建物 なお、1階だけの建物であっても、屋根、柱、壁などが 堅固に建てられたものは含む。
		その他の建物	上記以外の建物
	主に建物の 敷地以外に 利用	屋外駐車場	建物を建てずに駐車場に利用している場合
		資材置場	建物を建てずに資材置場として利用している場合
		スポーツ・ レジャー用地	運動場、テニスコート、ゴルフ場、公園など、主にス ポーツ・レジャー用として利用している場合
		その他に利用	道路や家庭菜園など、建物を建てずに利用している場 合で、上記以外の土地
		利用していない（空き地）	住宅用地・事業用地となっている土地で、特に利用し ていない土地
その他（原野など）			住宅用地・事業用地となっていない土地で、特に利用 していない土地（荒地・池沼などを含む。）